

(案)

堺市子ども読書活動推進計画

つながる・ひろがる 堺っ子読書活動

(令和 7 年度改定版)

令和●年●月

堺市教育委員会

はじめに

「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、「子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とされています。

絵本の読み聞かせは、子どもと保護者や身近な大人が触れ合う大切な時間であり、読んでくれる人の思いを子どもへ直接伝え、相手との一体感を得ることができます。また、発達段階に応じた様々な形での「読書」は、自分の内面と向き合うきっかけとなり、読書を通して新しい知識と出会う経験は、様々な分野へ興味を広げることにもつながります。

近年、高齢化の進行や人口減少など、社会構造が変化しています。また、共働き世帯の増加やライフスタイルの変化から働き方は多様化し、子どもを取り巻く生活環境も大きく変化しています。情報化社会の進展や価値観の多様化などにより、人と人とのつながりやコミュニケーションの取り方も変わりました。変化が激しく、将来を予測することが困難な社会において、社会状況の変化に向き合い、柔軟に対応する力や様々な情報を見極める力、多様な人々と協働する力などが求められています。こうした力を育む上で、読書活動の推進は非常に重要です。

本市では、平成 31 年 2 月に策定した「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる堺っ子読書活動」を基に、家庭、地域、市立図書館、学校などが連携・協働し、子どもの読書活動を推進してきましたが、前段に示したように、子どもを取り巻く生活環境の変化や価値観が多様化する中、それに応じた読書の活動を推進し、子どもに「人生をより深く生きる力」を身に付けてもらうため、計画を改定するものです。

今後も、本計画に基づき、これまで以上に事業の充実を図ります。

令和 7 年 月
堺市教育委員会

目次

第 1 章 計画の概要	1
1. 趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
第 2 章 「堺市子ども読書活動推進計画」の現状と課題	2
1. 国の動向	2
2. 子どもの読書活動を取り巻く現状	2
3. 前計画の総括	8
4. 施策の方向性	12
第 3 章 計画の内容	13
1. 基本理念	13
2. 基本方針	13
3. 計画期間	13
4. 成果指標	14
5. 取組	15
(1) 子どもへの働きかけ	15
(2) 保護者への働きかけ	17
(3) 読書環境の整備	19
(4) 推進体制の強化	21
参考資料	23
1. 懇話会開催要綱	23
2. 懇話会名簿	25
3. 懇話会開催経過	25
4. 用語解説	26

第 1 章 計画の概要

1. 趣旨

「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年）では、子どもの健やかな成長に資することを目的とし、全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行えるよう環境の整備を推進することが、基本理念として定められています。

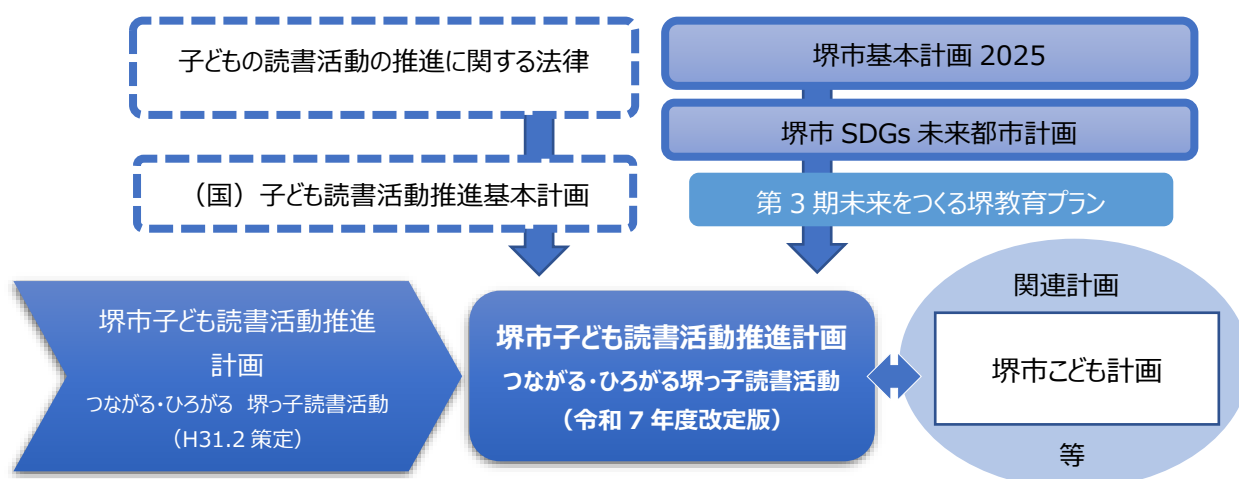
また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえて子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有することも定められており、本市では、平成 16 年 3 月に「堺市子ども読書活動推進計画－夢をはぐむ・堺っ子読書活動－」を策定しました。平成 21 年度には「堺市子ども読書活動推進計画事業実施報告書（平成 16 年度～20 年度）」を作成し、その後は毎年度事業の成果と課題を明らかにしつつ、必要に応じて事業計画を見直し、家庭、地域、市立図書館、学校などの連携のもと事業を進め、平成 31 年 2 月に「堺市子ども読書活動推進計画 つながる・ひろがる堺っ子読書活動（以下「前計画」といいます。）」を策定しました。

本計画においては、これまでの取組を継続しつつ、成果と課題を踏まえ、社会状況の変化や子どもを取り巻く環境の変化を鑑みながら、全ての子どもの豊かな心と人生をより深く主体的に生きる力を育成し、未来を創り上げる人材を地域全体で育むことができるよう、子どもの読書活動の更なる推進を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、国が定める子ども読書活動推進基本計画を基本とし、前計画の成果と課題を踏まえ、本市における子どもの読書活動推進に関する基本方針と、施策の方向性を示し、市全体で子どもの読書活動を推進するために前計画を改定するものです。

なお、本計画は、上位計画である「堺市基本計画 2025」や「堺市 SDGs 未来都市計画」、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン」をはじめ、関連計画との整合を図ります。



第 2 章 「堺市子ども読書活動推進計画」の現状と課題

1. 国の動向

前計画策定（平成 31 年 2 月）以降、その後の子どもの読書活動の推進を方向づける法律の制定や計画の策定が行われました。

■視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年 6 月）

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、視覚障害者などが利用しやすい書籍の普及や、障害者向けサービスの提供体制の強化などが定められました。

■GIGA スクール構想の提唱（令和元年 12 月）

特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力をより一層育成できる教育環境の実現を目的とし、学校において 1 人 1 台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することが示されました。

■第 6 次学校図書館図書整備等 5 か年計画の策定（令和 4 年 1 月）

令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間で、全ての公立小中学校などにおける「学校図書館図書標準」の達成をめざし、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充が図られることを目的として策定されました。

■こども基本法の制定（令和 4 年 6 月）

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、こども政策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的とし、こどもの意見表明権などについて定められました。

■第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画の策定（令和 5 年 3 月）

令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間で、①不読率の低減、②多様な子どもたちの読書機会の確保、③デジタル社会に対応した読書環境の整備、④子どもの視点に立った読書活動の推進の 4 点を考慮しながら、社会全体で子どもの読書活動を推進するよう基本的方針が示されました。

2. 子どもの読書活動を取り巻く現状

（1）子どもの読書活動の現状

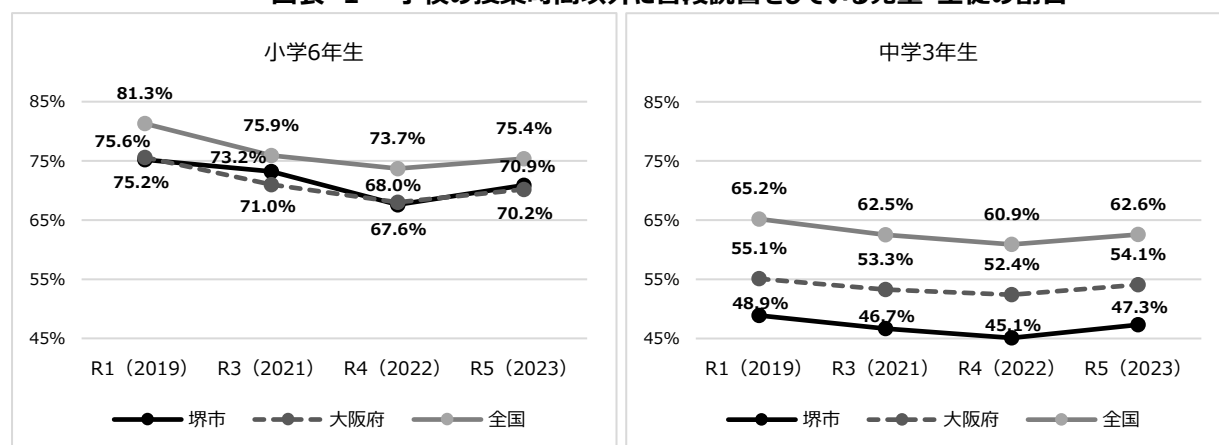
国の「第五次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」では、基本的方針として「不読率の低減」を設定しています。

国が令和 5 年度に実施した「全国学力・学習状況調査」においては、学校の授業時間以外

に普段読書をしている児童・生徒の割合は、前年度比では増加しましたが、令和元年度と比べると減少しています（図表 1）。一方、同調査において「読書が好き」と回答した児童・生徒の割合は、令和元年度比で全国では減少していますが、本市は横ばいです（図表 2）。

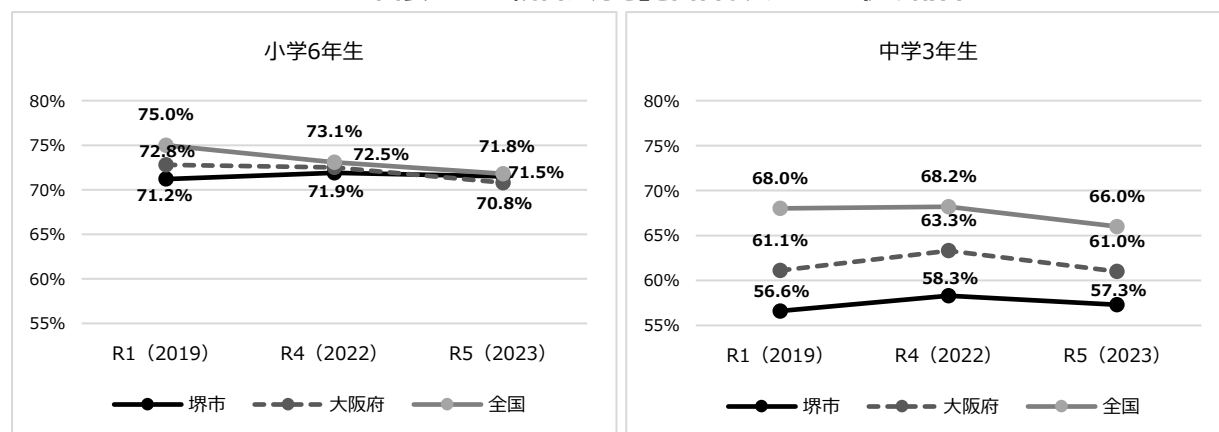
これらのことから、本市中学生の読書への意識（本が好きと答えた生徒の割合）と読書の実態（普段読書をしている生徒の割合）の差が顕著であることが分かります。

図表 1 学校の授業時間以外に普段読書をしている児童・生徒の割合



出典：「全国学力・学習状況調査」文部科学省 ※令和 2 年度は実施なし。

図表 2 「読書が好き」と回答した児童・生徒の割合

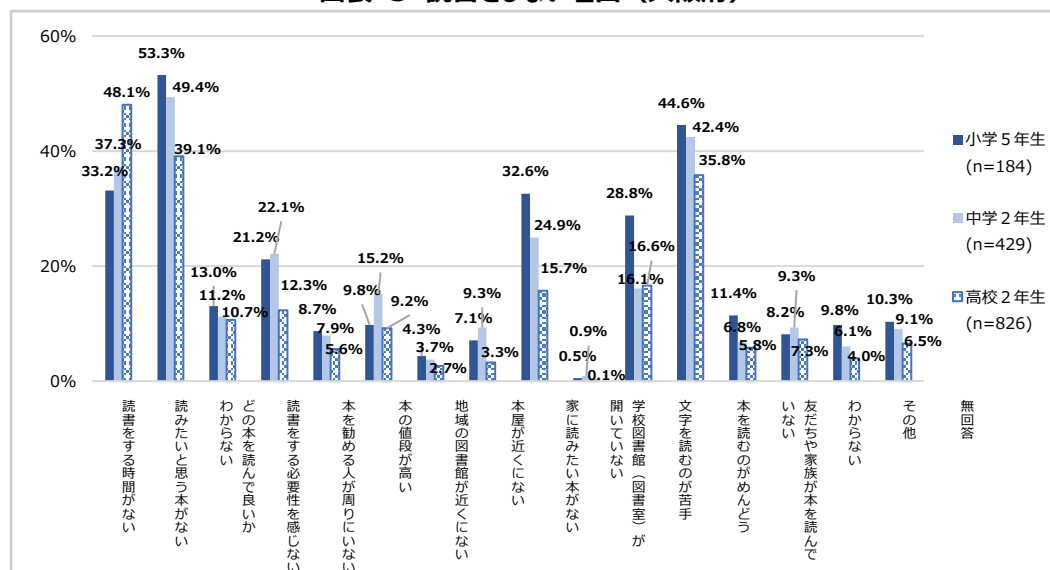


出典：「全国学力・学習状況調査」文部科学省 ※令和 2 年度実施なし、令和 3 年度は質問項目なし

(2) 子どもが読書をしない理由

大阪府が実施した「令和元年度大阪府子ども読書活動調査」では、「本を読まない」と回答した子どもの理由として、「読書をする時間がない」、「読みたいと思う本がない」、「本を読むのがめんどろ」という回答の割合が高い状況です。また、「文字を読むのが苦手」という理由が、小学 5 年生で 28.8%、中学 2 年生で 16.1%、高校 2 年生で 16.6%（図表 3）であり、いずれの学年でも高い割合です。

図表 3 読書をしない理由（大阪府）



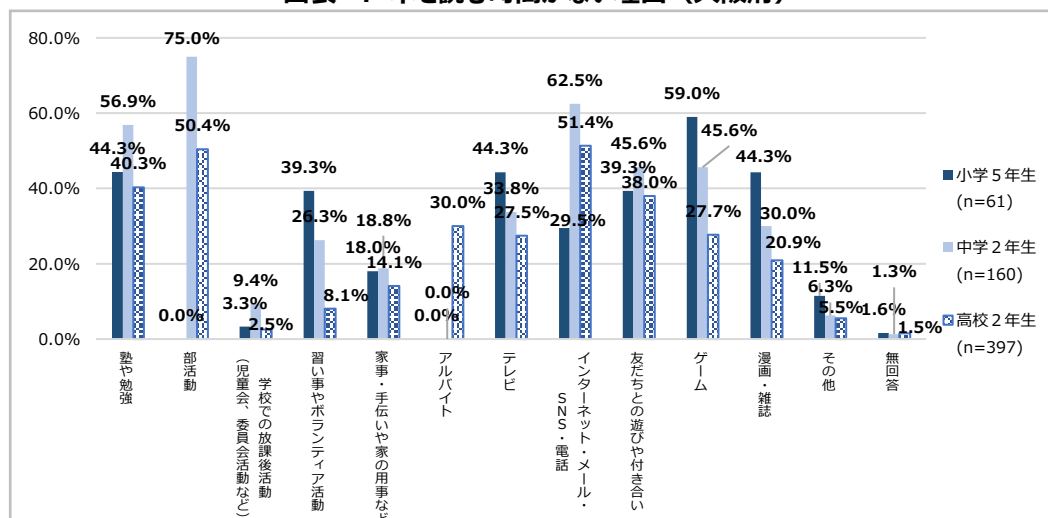
出典：「令和元年度大阪府子ども読書活動調査」大阪府

「読書をする時間がない」という回答に関連し、同調査において「本を読む時間がないのは、何をしているからですか」という問いに対しては、従来の「部活動」「塾や勉強」という回答だけでなく、「インターネット・メール・SNS・電話」「ゲーム」といった回答の割合が高い状況です。（図表4）。

国が実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」では、子どものインターネットの 1 日の平均利用時間は増加傾向にあり、令和 5 年度は小学生（10 歳以上）が約 226 分、中学生が約 282 分、高校生が約 374 分（図表 5）です。

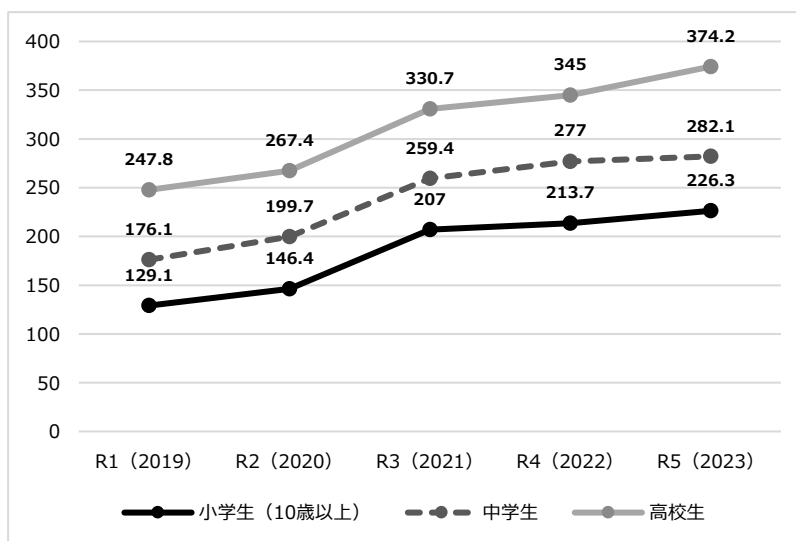
本市においても国が実施した「全国学力・学習状況調査」によると、平日 1 日当たり、携帯電話やスマートフォンで SNS や動画視聴を 2 時間以上している割合は平成 29 年度と令和 4 年度で比べると、本市の小学 6 年生は約 3 倍、中学 3 年生は約 1.5 倍となっています。また、全国平均と比べて、本市の割合が高い状況にあります（図表 6）。

図表 4 本を読む時間がない理由（大阪府）



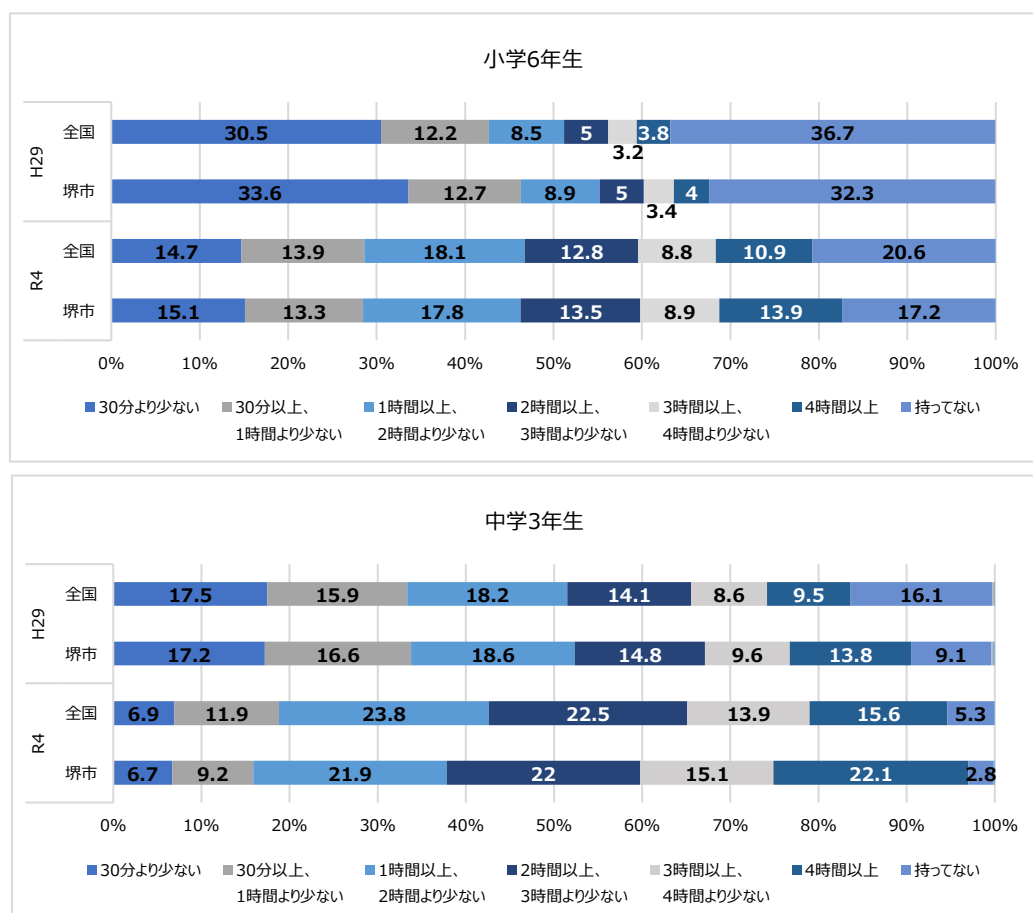
出典：「令和元年度大阪府子ども読書活動調査」大阪府

図表 5 インターネットの利用時間（平均・分）（国）



出典：「青少年のインターネット利用環境実態調査」内閣府（R4まで） こども家庭庁（R5から）

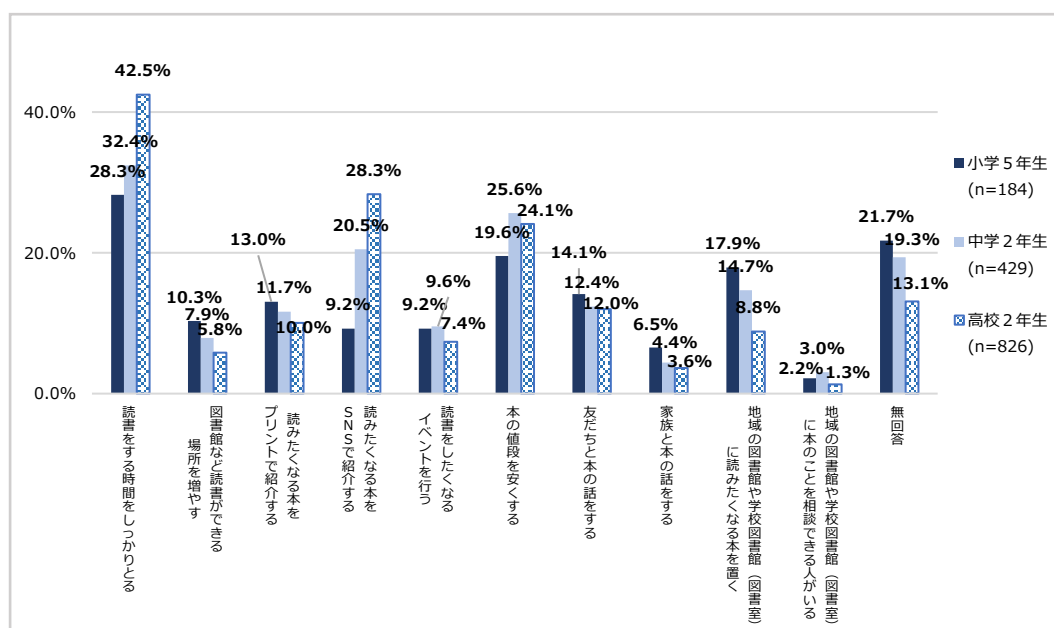
図表 6 平日 1 日当たり、携帯電話やスマートフォンで SNS や動画視聴をしている時間（携帯電話やスマートフォンを使って学習する時間やゲームをする時間は除く）



出典：「全国学力・学習状況調査」文部科学省

「読みたいと思う本がない」という回答に関して、大阪府の調査において本を読まないという回答した子どもへの「どうすれば読書しようと思いますか」という設問においては、「読書をする時間をしっかりとる」という回答に加え、小学生では「友達と本の話をする」、中学生や高校生では「読みたくなる本を SNS で紹介する」という回答の割合が高い状況にあります（図表 7）。

図表 7 どうすれば読書しようと思うか



出典：「令和元年度大阪府子ども読書活動調査」大阪府

「本を読むのがめんどろ」という回答の要因の 1 つとして、子どもに対する家庭の影響が考えられます。ベネッセ教育総合研究所が実施した「子どもの読書行動の実態（令和 5 年）」では、保護者から本を読む大切さを伝えられている子どもや、保護者から小学校入学前に読み聞かせをしてもらった子どもは、読書時間が長く、読書時間が長い子どもは、その後も継続して読書量が多い傾向があるという見解が示されています。

「文字を読むのが苦手」という回答に関しては、支援が必要な子どもの存在が考えられます。

(3) 支援が必要な児童・生徒の増加

国が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、通常の学級に在籍する児童・生徒の内、「読む」又は「書く」に著しい困難を示す、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の割合は、平成 24 年と令和 4 年を比べると、2.4%から 3.5%に増加しています。

また、国勢調査では、本市の人口の 0～14 歳の人数は、平成 27 年と令和 2 年を比べると、約 9.6 ポイント減少していますが、その内、外国籍の子どもの人数は約 22 ポイント増加（図表 8）しています。

図表 8 堺市の人口

	平成 27 年 (2015)		令和 2 年 (2020)	
	総数	外国籍	総数	外国籍
総数	893,310 人	10,589 人	826,161 人	14,891 人
0～14 歳	112,964 人	889 人	102,091 人	1,085 人

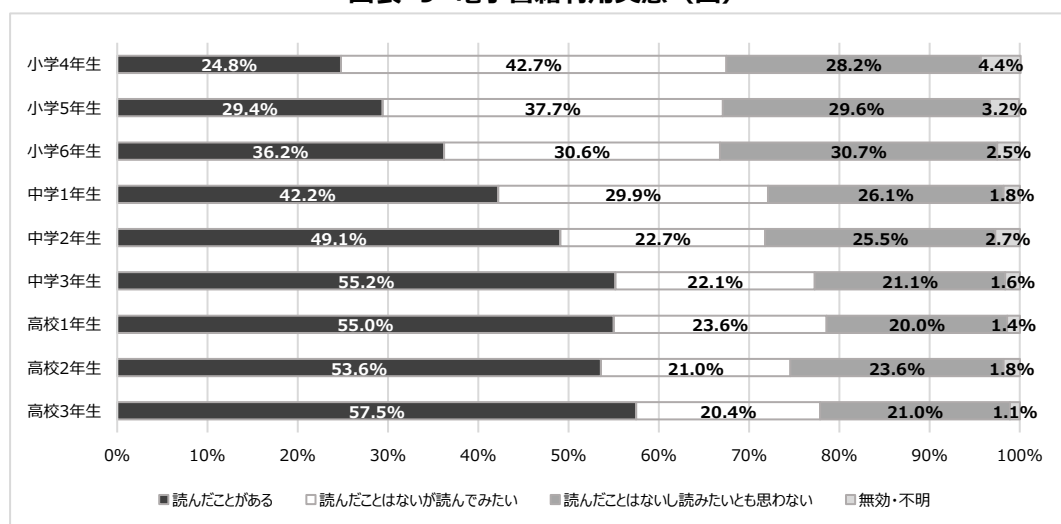
出典：「国勢調査」総務省

(4) 電子書籍利用実態

多様な子どもの読書機会の確保、デジタル社会に対応した読書環境の整備という視点から、電子書籍の利用が注目されています。

全国学校図書館協議会が実施した「第 68 回学校読書調査報告（令和 5 年）」では、電子書籍を「読んだことがある」と回答した児童・生徒の割合は、小学 4 年生が約 25%、中学 3 年生が約 55%です。また、「読んだことはないが読んでみたい」と回答した割合を含めると、いずれの学年も約 7～8 割であることから、電子書籍に対する興味は高いと考えられます（図表 9）。

図表 9 電子書籍利用実態（国）



出典：「第 68 回学校読書調査報告」全国学校図書館協議会 令和 5 年

3. 前計画の総括

前計画においては、子ども読書活動推進の取組を、(1) 子どもへの働きかけ、(2) 保護者への働きかけ、(3) 読書環境の整備、(4) 推進体制の強化、に分類し、発達段階に応じた取組を実施しました。取組の進捗については、取組指標と目標値を設定し、堺市子ども読書活動推進会議において管理・評価し、「堺っ子読書フォーラム」において報告することで市民との共有をはかりました。以下に、その結果を示します。

(1) 子どもへの働きかけ

■ 主な取組

- きっかけを作り、読書の継続を支援する取組
各区ブックスタート事業、えほんのひろば、おはなし会、「美原まちなか文庫」の運営、堺市読書ノートなど
- 読書能力の発達を支援する取組
家庭における読み聞かせ、こども園・保育園（所）・幼稚園・児童発達支援センターなどにおける日常的な絵本やペープサート、エプロンシアターを活用した取組、学校における読書活動の推進、中学校連合読書会など
- 本との出会いを支援する読書情報の発信
年齢別ブックリストの配布、ブックフェア、学校図書館だより、ビブリオバトル、SNS による読書情報・読書イベント情報の発信など
- 図書館利用体験、司書業務体験の推進
図書館見学、こども司書、職場体験学習、インターンシップなど

■ 取組結果

取組指標	R5 目標値	実績値					
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
それぞれの子どもに 適応したブックスタート事業での 絵本の配布率	100%	94.8%	95.7%	97.0%	99.3%	98.6%	99.6%
日常的に読書推進の 働きかけを行っている施設の 割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
発達段階に応じた読書情報の 発信回数	450 回	365 回	494 回	495 回	397 回	418 回	475 回
発達段階に応じた読書関連イ ベントの開催回数	1,050 回	1,005 回	1,256 回	156 回	304 回	998 回	1,134 回

■ 検証

- ・4 か月児への絵本配布（ブックスタート事業）は、健診未受診者がいるため、目標値の配布率 100%に達していませんが、未受診者には家庭訪問時に絵本を配布することにより配布率の向上に努めました。引き続き、未受診者へのフォローが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症（COVID-19）感染拡大防止のため、学校園や市立図書館、児童発達支援センターなどでは、臨時休園・休校・休館を余儀なくされ、ボランティアによるおはなし会の中止などもありましたが、各施設の工夫により日常的な読書推進の働きかけを続けました。引き続き、各施設での柔軟な活動が必要です。
- ・読書情報の発信回数については、コロナ禍に市立図書館が臨時休館や利用制限の代替サービスとして、公式 SNS での情報発信に力を入れ、ブックフェアの実施回数を増やしたため、急増しましたが、通常開館できるようになるとサービスの主軸が来館型サービスへと移り、減少しました。また、通常開館後もイベントの中止が続き、情報発信ができなかったことも影響しました。今後は、他部局の公式 SNS への掲載依頼など、広く市民に情報が伝わるよう、様々な情報ツールの活用が必要です。
- ・読書イベントの開催回数は、コロナ禍においては感染防止のため激減しましたが、中止ではなく、内容や開催方法を変更するなど工夫して開催しました。その結果、令和 3 年度以降は徐々に回復し、令和 5 年度は目標を達成することができました。今後も環境の変化に応じて柔軟な対応が必要です。

(2) 保護者への働きかけ

■ 主な取組

- 子どもの読書に合わせ、保護者自身が必要とする資料・情報を提供する取組
各区ブックスタート事業（再掲）、年齢別ブックリストの配布（再掲）、子育て講座、図書館の出前講座など
- 絵本を通した親子のふれあい、保護者自身の地域とのつながりを促進する取組
園庭開放における絵本紹介や読み聞かせ、市立図書館における赤ちゃん向け読み聞かせ会、保護者向け講座など

■ 取組結果

取組指標	R5 目標値	実績値					
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
保護者へのリーフレット配布率	100%	97.4%	97.4%	95.0%	98.4%	98.5%	99.8%
保護者向け子ども読書関連イベントの開催回数	60 回	54 回	79 回	74 回	70 回	71 回	91 回

■ 検証

- ・保護者へのリーフレット配布率には、健診時に各区が実施しているブックスタート事業におけるリーフレットの配布を含みます。検診の未受診者に対するインターネット活用などの効果的な手法の検討が必要です。

- ・地域の子育て拠点における講座や子育てサークルへ出張事業など、地域における子育て支援と連携した活動が増えています。広く保護者に情報を届けるために、今後も子育て支援関連機関や各種ボランティアと連携した活動を継続することが必要です。

(3) 読書環境の整備

■ 主な取組

- 地域の連携による読書環境整備の取組
各施設における絵本の配架、家庭・地域文庫活動、ふるさと納税を活用した親子読書推進事業、「美原まちなか文庫」の運営（再掲）など
- 直接的・間接的に子どもの読書を支える市立図書館の取組
多様な資料の収集と子どもの発達段階・特性に応じた提供、安心・快適な読書空間の整備、電子書籍の収集と利用支援、学校園・各施設への団体貸出の実施など
- 学校園における読書支援と読書技術の育成を図る取組
各施設における絵本などの充実、学校図書館の整備、学校図書館スタッフの配置と育成、効果的な活用事例や整備方法の共有など

■ 取組結果

取組指標	目標値	実績値					
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
子どもの利用を目的とした市立図書館の団体貸出利用団体数	250 団体	225 団体	232 団体	210 団体	182 団体	203 団体	217 団体
市立図書館の児童資料の貸出点数	1,800,000 点	1,776,431 点	1,626,977 点	1,331,977 点	1,489,222 点	1,624,225 点	1,567,729 点
学校の授業時間以外に普段読書をしている児童・生徒の割合	小 6 82% 中 3 56%	小 6 75.6% 中 3 51.6%	小 6 75.2% 中 3 48.9%	小 6 69.6% 中 3 調査なし	小 6 73.2% 中 3 47.3%	小 6 67.6% 中 3 45.1%	小 6 70.9% 中 3 47.3%

■ 検証

- ・市立図書館の団体貸出利用団体数は、コロナ禍における臨時休園・休校の実施や様々な活動の制限により減少しましたが、令和 4 年度からは徐々に回復傾向にあります。今後、市立図書館登録団体へのより一層の情報発信が必要です。
- ・市立図書館の貸出点数は、資料全体においても平成 30 年度と令和 5 年度を比べると、4,466,278 点から 3,940,584 点と 88.2%に減少しています。一方、電子書籍の利用は、平成 30 年度と令和 5 年度を比べると、貸出者数は 4,956 人から 12,560 人と約 2.5 倍、貸出点数は 9,297 点から 21,733 点と 2.3 倍に増加しています。また、スマートフォンを利用している児童・生徒の割合が増加していること、文字の拡大や読み上げが可能なコンテンツもあることなどから、電子書籍の更なる充実が必要です。

- ・市立図書館の児童資料の利用促進に向けて、子どもや保護者に対する効果的な読書情報の提供が必要です。
- ・特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合は増加していることから、読み上げ機能付き書籍や録音資料、支援が必要な読者を対象とした LL ブックなどの充実が必要です。
- ・本市における外国籍の子どもの割合は増加していることから、発達段階に応じた外国語資料の収集が必要です。

(4) 推進体制の強化

■ 主な取組

- 子どもの読書環境を整え、子どもと本をつなぐ人材を育成する取組
教職員、学校司書への研修、学校図書館職員と市立図書館司書による学校への巡回訪問、市立図書館司書の研修機会の充実など
- ボランティア活動を促進する取組
ボランティア養成講座・ステップアップ講座の実施、ボランティアへの資料・情報の提供、活動支援など
- 連携と協働により子どもの読書活動を推進する体制の強化
堺市子ども読書活動推進会議による事業の進捗管理、堺っ子読書フォーラムの開催など

■ 取組結果

評価項目	評価のポイント	実施状況
堺市子ども読書活動推進会議における指標に基づく進捗管理	開催回数、進捗管理の状況	会議を開催し、各課の取組状況について情報共有を行っている。
子ども読書活動推進事業の進捗状況の公開	公開の有無、方法、内容	「堺っ子読書フォーラム」において、全体的な進捗状況と個別の取組内容を毎年報告している。
取組と達成目標の定期的な見直し	見直しの状況	堺市子ども読書活動推進会議を構成する課で毎年度取組と目標を作成。取組結果を基に次年度の計画を作成している。

■ 検証

- ・子ども読書活動推進事業の進捗状況は「堺っ子読書フォーラム」において毎年報告をしていますが、参加者以外にも情報が届けられるよう、公開方法について検討が必要です。

4. 施策の方向性

前計画における取組を検証した結果、特に様々な媒体を利用した情報発信や電子書籍の充実、多様な子どもへの対応が必要であることが明らかになりました。

令和 7 年度を始期とする本計画においては、これまでの課題への対応のほか、国の動向や子どもの読書活動を取り巻く現状も踏まえて、特に次の項目の充実を図りながら取り組みます。

(1) 子どもの読書活動の普及・啓発

- ・インターネットを活用した取組
- ・子どもの情報活用能力の向上につながる取組

(2) 多様な子どもに対応した読書環境の整備・充実

- ・外国語資料などの多様な資料の充実
- ・電子書籍や視聴覚資料など、紙媒体以外の資料の活用
- ・支援が必要な子どもへの読み聞かせなどの取組

(3) 子どもの読書活動を推進する体制の強化

- ・家庭・地域・市立図書館・学校などの連携・協働の推進
- ・子どもの視点の導入

第 3 章 計画の内容

1. 基本理念

子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。また、子どもの自主的な読書を通じて得られる、自ら学ぶ楽しさや知る喜びの経験は、知的探求心や心理を求める態度を培い、子どもが自ら考え、行動し、主体的に社会の形成に参画するために必要な知識や教養を身に付ける重要な契機となります。基本理念は普遍的なものであることから、前計画を継承します。

全ての子どもの豊かな心と、人生をより深く主体的に生きる力を育成し、未来を創り上げる人材を地域全体で育む

2. 基本方針

全ての子どもの発達段階に応じた体系的な取組のためには、家庭、地域、市立図書館、学校などが連携・協働することが重要です。連携・協働しながら、子どもの読書環境を整え、子どもの自主的な読書活動を啓発し、その継続を支援するとして前計画の基本方針を継承しつつ、第 2 章で示しました施策の方向性を踏まえ、次のとおり定めます。

家庭、地域、市立図書館、学校などが連携・協働し、社会の変化に対応した読書環境を整え、多様な子どもの自主的な読書活動を啓発・支援する体系的な取組を子どもの視点を取り入れながら行う。

なお、本計画では子どもが発達段階や状況に応じて読書活動ができるよう、**読書の概念を広くとらえ、小説や実用書、マンガなどの本を一冊読み通すことだけでなく、「自分の興味関心のある箇所を読むこと」、「本を読んでもらうことや写真集や画集などを見ること、図表を読み取り活用すること」、「紙媒体だけでなく、電子媒体や音声媒体で本を読むこと」も読書と位置付け、取組を推進します。**

3. 計画期間

計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

4. 成果指標

読書に対して前向きな考えを持ち、自らすすんで読書をする子どもが増えることをめざし、次の 2 点を成果指標とします。

(1) 読書が好きな児童・生徒の割合の増加

「読書は好きですか」という質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童・生徒の割合

	R5 (2023) 実績※	R11 (2029) 目標
小学 6 年生	71.5%	75%
中学 3 年生	57.3%	65%

※「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

(2) 普段読書をしている児童・生徒の割合の増加

「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1 日当たりどれくらいの時間、読書を読みますか(電子書籍の読書も含む。教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」という質問に対し、少しでも読書をしたと回答した児童・生徒の割合

	R5 (2023) 実績※	R11 (2029) 目標
小学 6 年生	70.9%	80%
中学 3 年生	47.3%	55%

※「10 分より少ない」、「10 分以上、30 分より少ない」、「30 分以上、1 時間より少ない」、「1 時間以上、2 時間より少ない」、「2 時間以上」のいずれかに回答した割合
(「全国学力・学習状況調査」(文部科学省))

5. 取組

(1) 子どもへの働きかけ

子どもの自主性を尊重しながら、それぞれの読書能力の発達段階に応じた働きかけを継続して行います。

■ きっかけ作り、読書継続支援

子どもの読書活動のきっかけとなる、本や読書にふれる機会を作ります。

(取組例)

- ・ブックスタート事業に**合わせて絵本の読み聞かせを実施【継続】**
- ・幼稚園や認定こども園において、保育の教材として絵本を日常的に活用【継続】
- ・市民などから寄贈された本を利用し、「美原まちなか文庫」を運営【継続】
- ・子ども司書を含む小学校高学年から中学生を対象としたイベントの開催【新規】

■ 読書能力の発達支援

読み聞かせや読書支援を行い、多様な子どもの読書への興味・意欲に応え、読書能力の発達を支援します。

(取組例)

- ・「区役所子育てひろば」など親子が交流する場において絵本の紹介や読み聞かせを実施【継続】
- ・手話を使った読み聞かせを実施【拡充】
- ・支援の必要な子どもに関する専門的知識を持った支援者との連携【新規】

■ 情報の発信

様々な媒体やジャンルの本の紹介やイベント情報を発信し、子どもの特性と発達段階に応じた本との出会いを支援します。

(取組例)

- ・学校図書館だよりを発行【継続】
- ・市立図書館において多様なブックリストを作成し、ホームページで公開【**拡充**】
- ・ホームページや SNS など本情報を発信【**拡充**】
- ・**SNS で中高生向けのおすすめ本を定期的に紹介【新規】**

■ 図書館利用・司書業務の体験

図書館利用や司書業務の体験により、図書館への興味を喚起し、利用を促進します。

(取組例)

- ・学校と連携し、市立図書館の見学や職場体験を実施【継続】
- ・子ども司書の養成講座の実施**やその後の活動支援【拡充】**
- ・もず園において園外保育で市立図書館を訪問【**拡充**】

発達段階別取組

	乳幼児期	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	中学校 卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通したふれあい 絵本への興味の喚起	本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援			
読書継続支援 きっかけ作り、	・区役所・保健センター・市立図書館が連携した事業	・保育教材としての絵本の活用 ・絵本以外の物語に触れる取組 ・子ども向け行事の開催		・子ども司書の活動 ・読書を促す学校での取組		
読書能力の 発達支援	・様々な場での読み聞かせやおはなし会の実施 ・支援が必要な子どもへの読み聞かせなどの取組		・学習指導要領を踏まえた読書活動の推進			
情報の発信	・本の紹介・イベント情報の発信		・学校での情報発信 ・情報活用能力の向上につながる取組		・市立図書館と生徒が連携した取組	
司書業務の体験 図書館利用・	・家族での市立図書館利用を促す取組	・学校園など、集団での市立図書館利用や見学		・子ども司書の養成	・職場体験・インターンシップ	

取組指標

	R5 (2023) 実績	R11 (2029) 目標
子ども向け読書関連イベントの開催回数	1,134 回	1,300 回
子ども向け本の紹介の発信回数	460 回	530 回

(2) 保護者への働きかけ

子育て支援の取組と連携し、子どもの読書に関する啓発を行います。また、保護者が必要とする資料・情報を提供します。

■ 資料・情報の提供

子どもの発達に合わせ、保護者へ子どもの読書に関する啓発を行います。また、子育てに関する資料・情報と子どもの読書に関する資料・情報、保護者が楽しむ資料・情報を合わせて提供します。

(取組例)

- ・「区役所子育てひろば」などにおいて、保護者向けの絵本をテーマにした子育て講座を実施【継続】
- ・「さかっこひろば」に設置しているデジタルサイネージを利用した絵本紹介を実施【継続】
- ・ブックスタート事業と連携して、保護者へ子どもの読書の重要性についての啓発や市立図書館の案内を実施【拡充】
- ・子育てアプリや SNS、ホームページで子どもの読書の重要性や子育て関連本の紹介、イベントの案内、市立図書館の子育て支援情報コーナーや絵本コーナーなどの情報を発信【拡充】
- ・子育てサークルなどにおいて、子どもの読書活動の重要性を鑑み、子どもの発達段階に応じた絵本の選び方、市立図書館の案内を行う出前講座を実施【拡充】
- ・大人も楽しむための絵本の情報提供【新規】
- ・学校図書館だよりやホームページ等を活用した子どもの読書に関する啓発【新規】

■ 場の提供

保護者が子どもを連れて参加できる講座や、乳幼児向けの読み聞かせなどの子どもと一緒に楽しめるイベントを開催し、保護者と地域がつながる場を提供します。

(取組例)

- ・在宅家庭を対象に、園庭開放などで読み聞かせや絵本の紹介を実施【継続】
- ・「堺市読書ノート」などにより、保護者が子どもの読書体験を共有【継続】
- ・大人も楽しむための絵本講座や保護者間の交流に資する保護者向け講座などの実施【拡充】
- ・市立図書館の子育て支援情報コーナーの充実【拡充】

発達段階別取組

	乳幼児期	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	中学校 卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通してふれあい 絵本への興味の喚起		本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援		
資料・ 情報の提供	・区役所・保健センター・市立図書館が連携した事業（再掲）		・様々な場での子どもの読書活動に関する啓発	・子育てアプリやホームページ、SNS などの情報発信（再掲）		
場の提供	・絵本をテーマとした子育て講座		・読書に関する出前講座			
	・様々な場での読み聞かせやおはなし会の実施（再掲）					
	・支援が必要な子どもへの読み聞かせなどの取組（再掲）					
	・園庭開放や育児講座などの在宅家庭に向けた啓発					
	・子育て支援情報コーナーの充実と来館しやすい環境の整備					
	・保護者向け講座の実施					
	・子どもと保護者が読書体験を共有する取組					
	・絵本をテーマとした子育て講座（再掲）					
	・読書に関する出前講座（再掲）					

取組指標

	R5（2023） 実績	R11（2029） 目標
保護者向け読書関連情報の発信回数	305 回	500 回
保護者向け子ども読書関連イベントの開催回数	91 回	105 回

(3) 読書環境の整備

子どもが様々な媒体やジャンルの本に触れる機会を増やし、興味に応じて自由に読書活動が行えるように環境を整備します。また、子どもと読書をつなぐ人材の育成を図ります。

■ 地域での取組

地域が連携して読書環境の整備に取り組み、子どもが毎日のくらしの中で本に触れる機会を増やします。

(取組例)

- ・市民などから寄贈された本を利用し、「美原まちなか文庫」を運営【継続】(再掲)
- ・保健センターに絵本・児童書を配架【継続】
- ・子育てサークルなどに子どもの発達段階に応じた絵本パックを貸出する「親子で読書」を実施(ふるさと納税を活用した親子読書事業)【拡充】
- ・市立図書館による地域の団体への外国語資料や LL ブックなどの多様な資料パックの貸出【新規】

■ 市立図書館での取組

子どもの興味に応える、多様な子どもの特性に応じた資料を収集し、利用空間の整備に努めます。また、資料の貸出などにより、地域・学校園の取組を支援します。

(取組例)

- ・外国語絵本や点字絵本を収集・提供【拡充】
- ・子ども向けの電子書籍を収集・提供【拡充】
- ・ヤングアダルトコーナーの整備など、市内の高等学校と連携した取組【拡充】
- ・**学校園へのブックリスト提供などの情報発信を行い、団体貸出の利用を促進【拡充】**

■ 学校園での取組

子どもの発達段階に応じ、その読書活動を支援し、多様な子どもが楽しめる読書環境を提供します。また、情報活用能力の育成を図るため、資料・環境を整備します。

(取組例)

- ・幼稚園や認定こども園において、絵本を貸出【継続】
- ・学校司書などの学校図書館スタッフの配置【継続】
- ・学校図書館を活用した授業の推進【**拡充**】

発達段階別取組

	乳幼児期	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	中学校 卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通したふれあい 絵本への興味の喚起		本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援		
地域での取組	・様々な施設での絵本・児童書の配架					
	・家庭・地域文庫活動					
	・図書館から地域の団体への資料の貸出					
市立図書館での取組	・多様な子どもを対象とした資料の収集・提供					
	・魅力ある書架や環境の整備					
	・子育て支援情報コーナーの充実と来館しやすい環境の整備（再掲）					
	・電子書籍の収集・活用					
	・各施設への団体貸出と市立学校園・市内高等学校への資料配送					
学校園での取組	・各施設における資料の充実					
			・学校図書館の計画的な整備			
			・団体貸出などを活用した学校図書館教育の推進			
			・学校図書館スタッフの配置※			
			・学校図書館の効果的な活用事例や整備方法の全校での共有			

※学校図書館スタッフ：学校司書・サポーターなど、学校図書館運営に携わる人

取組指標

	R5 (2023) 実績	R11 (2029) 目標
子どもの利用を目的とした市立図書館の団体貸出利用団体数	217 団体	250 団体
18 歳以下の年間新規市立図書館利用登録者数	3,557 人	4,090 人
学校司書等による学習活動への図書資料の提供回数	小 2,450 回 中 377 回	小 2,800 回 中 400 回

(4) 推進体制の強化

子どもの発達段階に応じて継続的に働きかけるため、担い手となる人材を確保・育成します。
また、家庭・地域・市立図書館・学校などが連携・協働し、そのネットワークにより本市全体で子どもの読書活動の推進に取り組みます。

■ 担い手の育成

子どもの読書環境を整え、多様な子どもと本をつなぐ知識と経験を持つ人材を育成します。

(取組例)

- ・学校司書講習会や学校図書館教育研修を実施【継続】
- ・希望学校への図書館司書による選書支援【継続】

■ ボランティア活動の促進

ボランティアの入門・ステップアップのための講座を開催するなど、個々人の知識や技術の習得やボランティア活動の支援を行います。

(取組例)

- ・読み聞かせ・おはなしボランティアの養成講座及びステップアップ講座を実施【継続】
- ・市立図書館においてボランティアへの団体貸出を実施【継続】

■ 連携・協働の推進

「堺市子ども読書活動推進会議」を核として、地域や関連機関など、様々な機関との連携を図り、協働して子ども読書活動を推進する体制を作ります。

(取組例)

- ・市立図書館や学校園、関係部局、医療機関や支援団体などと連携した事業の実施【**拡充**】
- ・堺っ子読書フォーラムの開催【**拡充**】

■ 子どもの視点の導入

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、アンケートなど、様々な方法で子どもの意見を聴取し、取組に反映します。

(取組例)

- ・子ども向けイベントを開催した際にアンケートを実施【**拡充**】
- ・子ども司書などから意見聴取【**新規**】

発達段階別取組

	乳幼児期	就学前	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	中学校 卒業～
	前読書期	読書入門期	初歩読書期	多読期	成熟読書期	
取組の目的	絵本を通したふれあい 絵本への興味の喚起		本との出会いを支援 読書意欲の喚起	本選びのサポート 資料情報の提供 情報活用の支援 情報発信の支援		
担い手の育成	・子育て支援事業に関わる職員への啓発・研修		・教職員への研修・情報提供	・学校図書館への支援事業	・学校図書館スタッフの研修・支援	・図書館司書の研修機会の充実
ボランティア 活動の促進	・ボランティア養成講座・ステップアップ講座などの開催		・ボランティア活動に対する支援	・ボランティア団体などが主催する事業への支援		
連携・協働の 推進	・「堺市子ども読書活動推進会議」による事業の進捗管理		・読書活動を推進するネットワークの構築	・連携事業の実施		
子どもの視 点の導入	・イベント開催時などにアンケート実施		・児童・生徒と連携した事業実施時に意見聴取			

毎年、堺市子ども読書活動推進会議において、子ども読書活動推進事業の進捗状況の検証を行います。検証結果は「堺っ子読書フォーラム」において報告し、ホームページで公開します。

参考資料

1. 懇話会開催要綱

堺市子ども読書活動推進計画改定懇話会開催要綱

1 目 的

堺市子ども読書活動推進計画（平成 16 年策定、平成 31 年改定）の改定にあたり、有識者、市民等から広く意見を聴取するため、堺市子ども読書活動推進計画改定懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

2 意見を聴取する事項

- (1) 堺市子ども読書活動推進計画の改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市の子ども読書活動推進計画の現状、課題及び方向性に関する事項

3 構 成

懇話会は、次に掲げる者のうち、教育長が依頼する 8 人以内の者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 堺市 P T A 協議会から選出された者
- (3) 本市の区域内に存する青少年育成団体から選出された者
- (4) 読書活動関係団体から選出された者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

4 座 長

- (1) 懇話会に座長を置き、構成員の互選により定める。
- (2) 懇話会の会議（以下単に「会議」という。）は、座長が進行する。
- (3) 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を行う。

5 関係者の出席

教育長は、必要があると認めるときは、懇話会に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

6 会議の公開

- (1) 会議は、公開するものとする。
- (2) 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、堺市懇話会の傍聴に関する要綱（令和 2 年制定）の規定を準用する。

7 会議録

教育長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した構成員の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項

8 開催期間

令和 6 年 6 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの間とする。

9 庶 務

懇話会の庶務は、中央図書館総務課において行う。

2. 懇話会名簿

堺市子ども読書活動推進計画改定懇話会名簿

◎は座長、○は副座長（50 音順・敬称略）

氏名	所属
井 脇 元 太	PTA 協議会委員
大林 千登勢	大美野幼稚園長
岡崎 久美子	おはなしかご（おはなしボランティアグループ）
○近藤 真理子	太成学院大学 准教授（子ども発達学）
巽 照 子	堺市子ども文庫連絡会
田 辺 昌 吾	四天王寺大学 准教授（教育学）
仲 村 敬	こども会育成協議会委員
◎森 美 由 紀	梅花女子大学 准教授（図書館情報学）

3. 懇話会開催経過

日時	内容
令和 6 年 7 月 9 日（火）	堺市子ども読書活動推進計画の改定について
令和 6 年 9 月 3 日（火）	堺市子ども読書活動推進計画改定骨子案について

4. 用語解説

	語句	ページ	説明
あ行	エプロンシアター	8	胸当て式のエプロンを舞台に見立て、ポケットから人形などを取り出し、エプロンにつけたり、はずしたり、ポケットに戻したりしながら話をすすめる人形劇。
	えほんのひろば	8	子どもに一方的に絵本を与えるのではなく、おとなも子どもも自分で好きな絵本が選べるのが一番大切という思いから、表紙を見せて絵本を展示し子どもが自由に読みたい絵本に出会うことをめざした絵本の普及活動。
	LL ブック	11, 19	文字を読んだり、本の内容を理解することが苦手な人がやさしく読めるよう、写真や絵、分かりやすい文章、ピクトグラムなどを用いて内容が分かりやすく書かれている本。LL は、スウェーデン語の Lättläst（レトラスト）の略で、“やさしくてわかりやすい”という意味。
	園庭開放	9,17, 18	幼稚園、保育所、認定こども園における子育て支援活動の一環として、入園前の子どもとその保護者を対象に、園庭あるいは一部の施設を開放し、子どもの遊び場、保護者の交流の場とするもの。
か行	学校司書	2,11, 19, 20, 21, 22	学校図書館法第六条において、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員（次項において「学校司書」という。）を置くよう努めなければならないと規定されている。
	学校読書調査	7	全国学校図書館協議会が実施する、小・中・高等学校の児童生徒の読書状況についての調査。全国の小学生（4～6 年生）・中学生（1～3 年生）・高校生（1～3 年生）を対象とした抽出調査。毎年定例の調査項目に「5 月 1 か月間に読んだ本の冊数」がある。
	学校図書館スタッフ	10, 19, 20, 22	学校司書・サポーターなど、学校図書館に携わる人。
か行	学校図書館図書標準	2	文部科学省が平成 5 年 3 月に定めた公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。学校

			の種別と学級数毎に整備すべき蔵書冊数が示されている。
	家庭・地域文庫活動	10, 20	民間の個人やグループが自由に設置し、児童図書を集め、地域の子どもに貸出、読み聞かせ、おはなし会などを行っている小規模図書館。個人が自宅を開放し、自己所有の児童図書を貸し出す形態のものを家庭文庫、地域の自治会や町内会、PTA、有志グループなどが組織的に設置し運営するものを地域文庫という。
	子育てひろば	15, 17	未就学児とその保護者が気軽に集い、交流し、相談などができる子育てひろば。区役所で開設している「区役所子育てひろば」と、子育て支援活動の実績がある団体が空き店舗や地域の会館などで開設している「みんなの子育てひろば」がある。
	子ども司書	15, 16, 21	友達や家族に読書の素晴らしさや大切さを伝える読書活動の推進役。市立図書館では養成講座を開催し、その後も活動の機会をつくっている。
	子どもの読書行動の実態	6	子どもの読書行動の実態や関連する要因を分析した、ベネッセ教育総合研究所の調査資料。東京大学社会科学研究所・ベネッセ教育総合研究所による共同調査、「子どもの生活と学びに関する親子調査」の2015～22年および、「子どものICT利用に関する調査」2023年に基づく。
さ行	堺市 SDGs 未来都市計画	1	SDGs 未来都市に選定された本市が、SDGs のゴール達成に向けた具体的取組を記載した計画。
	堺市基本計画 2025	1	社会変化に的確に対応し、将来にわたって持続可能な都市経営を推進するため、本市として取り組むべき方向性を示した都市経営の基本となる計画。
	堺市こども計画	1	(改定作業中のため、調整中)
	堺市子ども読書活動推進会議	8,11, 21, 22	堺市子ども読書活動推進計画に基づき、本市における子どもの読書活動を総合的に推進するために設置された庁内会議。

さ行	堺市読書ノート	8,17	平成 24 年度より読書のきっかけ作りの一つとして作成。50 冊読むごとに、家庭・学校・市立図書館からのメッセージを書き込むページがあり、市立図書館ではメッセージと共にブックリストを配付している。また「堺 100 冊チャレンジ」として、100 冊読むごとに達成者の HP への掲載なども行っている。
	堺っ子読書フォーラム	8,11, 21,22	堺市子ども読書活動推進計画の周知を図り、子どもの読書の必要性・有用性の認識を深めることを目的として、毎年度開催。子どもの成長や読書活動に関する講演のほか、子ども読書活動の取組や堺市子ども読書活動推進計画の進捗状況の報告を行っている。
	さかいっこひろば	17	子どもと保護者が、集い、憩い、交流し、学べる場。子育てに関する相談や情報提供も行う。交流して楽しく過ごす「つどいの場」と、体を動かして遊ぶことのできる「あそびの場」の 2 つのエリアがある。
	職場体験	8,16	生徒が事業所などの職場で働くことを通じて、職業や仕事の実際について体験したり、働く人々と接したりする学習活動。
	青少年のインターネット利用環境実態調査	4	青少年及びその保護者を対象として、情報モラル教育の認知度、フィルタリングの利用度などを調査し、青少年インターネット環境整備法の実施状況を検証し、青少年のインターネット利用環境整備に関する基礎データを得ることを目的として毎年度実施されている国の調査。
	全国学力・学習状況調査	2,4, 14	全国の小学校 6 年生・中学校 3 年生を対象にした学力・学習状況調査。教科に関する調査（小学校 6 年生：国語・算数・理科、中学校 3 年生：国語・数学・理科・英語）と、学習や生活に関する意識調査を実施。
	選書支援	21	学校教育部と市立図書館が連携し、学校図書館の蔵書の充実を図れるように図書購入の助言などを行い、その結果を全市立小中学校に発信している。
た行	第 3 期未来をつくる堺教育プラン	1	本市の教育の基本的な方向性を定める計画。教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定した、子ども・子育て支援に関する事業を総括する計画。

た行	中学校連合読書会	8	堺市立中学校の代表が一堂に会し、8つの班（ブロック）ごとに分かれて、同じ作品について感想や意見を述べ合うもの。
	通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査	6	全国の公立の小学校・中学校・高等学校の通常の学級に在籍する児童生徒を母集団として、標本を抽出し、調査対象の学級担任などが記入。発達障害の専門家チームによる判断や、医師による診断によるものではないため、発達障害のある児童生徒数の割合を示すものではなく、特別な教育的支援を必要とする児童生徒数の割合を示すもの。平成14年、平成24年にも実施。
	出前講座	9,17,18	「堺市生涯学習まちづくり出前講座」。市の事業や制度について理解を深め、市の業務をより身近に感じてもらうことを目的に、市職員が地域へ出向いて実施する講座。
	電子書籍	7,10,12,14,19,20	紙に印刷された本ではなく、画面で読む本や雑誌。PC、スマホ、タブレットや、専用読書端末で読書をする。Webページのようにリンクの埋め込みや音声、動画といったマルチメディア表現も可能。
は行	ビブリオバトル	8	「人を通して本を知る。本を通して人を知る」をキャッチコピーとする本の紹介コミュニケーションゲーム。発表者は1人5分間で本を紹介し、「どの本が一番読みたくなったか？」を基準とした参加者全員による投票でチャンプ本を決める。
	ブックスタート事業	8,9,15	ブックスタートとは、地域の保健センターで行われる0歳児健診などの際に、赤ちゃんと保護者に絵本の大切さを伝え、絵本を手渡す運動。本市では、各区において区役所と保健センターが連携し、4か月児健康診査時などに、市立図書館職員やボランティアによる啓発や絵本の読み聞かせと合わせて行っている。
	ふるさと納税を活用した親子読書推進事業	10,19	寄附金をもとに、市内各地域で活動している子育てグループなどの子育ての場へ、年齢別の絵本パックを一定期間貸出する「親子で読書」、図書館司書が絵本を持参し、絵本の読み聞かせや、絵本についての話をする「親子いっしょにえほんひろば」がある。

は行	ペープサート	8	もともとは「ペーパーパペットシアター（paper puppet theater）」の略称であり、紙人形劇の一種。
	ボランティア養成講座・ステップアップ講座	11, 22	市立図書館をはじめ、学校園や地域で子ども読書活動に関わるボランティアを養成するために、各区の市立図書館で実施する「おはなしボランティア養成講座」「読み聞かせボランティア養成講座」、ボランティアのスキルアップを支援する「ボランティアステップアップ講座」がある。
ま行	美原まちなか文庫	8,10, 15, 19	地域や家庭で読まれなくなった本を寄贈してもらい、区域の子どもが集まる場所に、自由に読んだり借りたりできる本を置くことで、子どもが多くの本に触れられる機会を作り子どもの読書習慣の形成を図る美原区の取組。
ら行	令和元年度大阪府子ども読書活動調査	3	「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」の策定にあたり、府内の子ども・保護者の読書活動に関する意識や習慣、学校、教育保育施設及び社会教育施設における子どもの読書活動推進の取組状況などを把握・分析を行うことを目的に実施された調査。調査時期は、令和元年12月～令和2年2月。